

■大阪来てな！キャンペーン並びに（仮称）大阪ウィークでのイベント実施に係る企画・運営等業務委託提案公募に対する質問への回答

【質問受付期間】令和6年4月8日午後2時から令和6年4月22日午後1時まで

※ 類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

No.	資料名称	質問内容	回答
1	公募要領 P.4	「大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書」は直近1年度分でよいでしょうか？	お見込みの通りです。
2	公募要領 P.5	「税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書」について、証明書の種類は「その3」でよいでしょうか？	お見込みの通りです。
3	公募要領 P.5	応募書類の副本の表紙及び背表紙についても、提案団体名は記載しないということでしょうか？	表紙及び背表紙については、提案団体名を記載してください。
4	公募要領 P.6	プレゼンテーション審査の想定時間は一社あたりどの程度を想定しているでしょうか？	現時点では1社あたり45分（プレゼンテーション25分、質疑応答20分）程度を想定しています。
5	仕様書 P.2	大阪来てな！キャンペーンにおける集客及び周遊企画の見込み人数（府内全体への集客延べ10万人以上、うち、北摂・河内・泉州エリアにおける集客及び周遊延べ3万人以上）は、どのように設定したのでしょうか？	過去に実施した大阪来てな！キャンペーンの実績等をもとに設定しています。
6	仕様書 P.2	大阪市内の集客企画について、クールジャパンパークWWホールと大阪市中央公会堂（全館）が使用可能とのことですが、既に実行委員会にて予約しているのでしょうか？もしくは、受託事業者にて予約が必要でしょうか？	既に実行委員会にて予約しており、受託事業者による予約は不要です。

No.	資料名称	質問内容	回答
7	仕様書 P.3	(仮称)大阪ウィークにおけるイベント実施について、令和7年9月14日・15日にEXPOアリーナを確保見込みとのことですが、この2日間は搬入・施工・搬出・リハーサルも含めた日程でしょうか？もしくは令和7年9月14日・15日の2日間でイベントを実施するということでしょうか？	記載の2日間は、仕様書P3（提案にあたっての留意事項）に記載のとおり、設営・撤収及びリハーサルも含めた日程です。
8	仕様書 P.4	広報業務の実施にあたり、「大阪来てな！キャンペーン」のSNSに関するID/PASSを共有いただき、引き継ぐことは可能でしょうか？	SNSアカウント（YouTube、Instagram、X（旧Twitter））については、契約後、引き継ぐことが可能です。
9	仕様書 P.5	旅行商品企画業務において、（提案を求める事項）に記載されている『3つ以上』というのは、次の①②のいずれを意味するのでしょうか？ ①年度毎に、旅行商品1コースあたり『集客・周遊企画を3つ以上組み合わせて』企画 ②『年度毎に3コース』を企画し、集客・周遊企画と連動、あるいは大阪府市が実施するイベントと連携	②を意味しています。
10	仕様書 P.8	公益財団法人大阪観光局が別途準備を行うBig Queryについて、こういった項目があるのでしょうか？	大阪観光局が保有するウェブサイトやアプリのアクセスデータの他、外部データとして人流データ・購買データ等があります。
11	その他	集客・周遊企画への企業協賛は可能でしょうか？可能な場合クレジットの記載方法等の決まりはあるのでしょうか？	企業協賛については、契約後、クレジットの記載方法等を含め、大阪来てなキャンペーン実行委員会事務局と協議の上、検討することを想定しております。
12	その他	説明会動画にて、共同企業体の定義について、「業務の主要な部分を再委託する場合」「契約金額の相当部分（契約金額総額の50%を超える場合など）を再委託する場合」は共同企業体としての申請が必要との説明がありましたが、上記2条件に該当しない場合（例えば、旅行商品の販売（旅行代理店）、広告媒体を特定媒体社から仕入れる場合など（各媒体社））は共同企業体として申請する必要がない、ということでしょうか？	お見込みの通りです。 なお、原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することになっております。 1. 業務の主要な部分を再委託すること。 ※業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいう。 2. 契約金額の相当部分を再委託すること。 ※契約金額の相当部分とは、各年度の委託金額の50%を超える場合をいう。ただし、令和7年度においては、大阪来てな！キャンペーンの委託金額の50%を超える場合、又は、「(仮称)大阪ウィークでのイベント実施」の委託金額の50%を超える場合をいう。 契約後、再委託を実施する場合は、実行委員会と協議することになります。